## 「調査報告書」の内容一部補訂につきまして

「学校法人ロザリオ学園西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会」(通称:「慎ちゃん委員会」。以下、「当委員会」)では、2015(平成27)年8月20日付で「調査報告書」を作成、愛媛県庁、西条市役所等に提出した他、同年8月25日以降、当「学校安全管理と再発防止を考える会」Webサイト上にて「調査報告書」を掲載、その内容を公開してまいりました。

その後、「調査報告書」をご覧になった方から「調査報告書」の一部内容についてご指摘 をいただき、当委員会で検討を重ねた結果、当委員会としてご指摘に対応する必要を認め、 この度、「調査報告書」の内容の一部補訂を行いました。このことについて、以下、簡単に ご説明申し上げます。

ご指摘をいただいたのは、「調査報告書」でとり挙げた裁判例に関する記述です。具体的には、「調査報告書」89頁から91頁にかけての部分、「兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事件控訴審判決」(大阪高裁平成27年1月22日判決)の判決内容について、判決文の引用を一部交えながら紹介・確認した箇所となります。

ご指摘の内容は、「調査報告書」該当部分において、学校現場での事件・事故に際し「学校側の負うべき義務」として言及した「調査義務、報告義務、誠実応答義務」について、判決文からの引用箇所が直接には控訴審段階における当事者(控訴人/事件被害者)側の主張部分であることから、これら「学校側の負うべき義務」について「裁判所の指摘/判断」と説明した記述の妥当性を問うものでした。平たく言えば、この事件の大阪高裁判決では、「学校側の負うべき義務」(調査義務、報告義務、誠実応答義務)の存在を果たして「裁判所の判断」として認めたものと言えるのか、同判決の内容並びに同判決が今後の同種事件の裁判に与える影響について、当委員会の見解を確認する趣旨のご指摘であったと言えます。

当委員会では、ご指摘を受けて改めて「調査報告書」該当部分の記述内容を検討しました。その際、当事者(事件被害者)の方のご厚意により、「調査報告書」作成時点では参照することができなかった同事件大阪高裁判決の判決原本を一審・神戸地裁判決の判決原本を併せて入手し、判決原本に基づいて判決文の内容を改めて精査した上で「調査報告書」該当部分の記述内容を再検討しました。その結果、「調査報告書」該当部分の記述を見直し、内容の一部補訂を行う必要があるとの判断に至った次第です。

当委員会では当初、公刊された判例集登載の判決文(「判例時報」2254 号、27 頁以下)を基にした検討により、同事件大阪高裁判決が「学校側の負うべき義務」(調査義務、報告義務、誠実応答義務)について、結論として学校側に賠償責任を負わせるまでの義務違反は認められないとしつつも、裁判所が「学校側の負うべき義務」の存在自体は否定せず、賠償責任を判断する前提としてこれら義務の存在を認める判断に立っているものと解釈していました。「調査報告書」該当部分で引用した判決文の箇所は、裁判所が上記の前提に立

った上で、控訴審段階での控訴人/事件被害者側の主張内容を判決文中「当事者の主張」として採用したものと理解していた次第です。しかし、当委員会のこうした解釈と理解については、同事件大阪高裁判決の判決原本並びに一審・神戸地裁判決の判決原本とを改めて突き合わせてその内容を仔細に検討してみた結果、判決において裁判所は「学校側の負うべき義務」について何ら判断を加えていないものとみるのが妥当であり、その意味で、当委員会の従来の解釈と理解、並びに「調査報告書」該当部分の記述は、裁判所の判断についてやや踏み込んだ解釈に基づいた判断となっていたことから、該当箇所の記述をより適切な内容・表現に修正すべきとの結論に達した次第です。

加えて、今回の「調査報告書」内容の一部補訂を行うに際しては、上記該当部分の記述修正以外にも、その検討過程で当委員会が学校現場での事件・事故に際し「学校側の負うべき義務」に言及した過去の判例について再度調査した結果を反映させる形で、これらの義務に言及した数例の裁判例に関する情報も新たに付加・補足しています。

今回の「調査報告書」の内容一部補訂に関する経緯並びに具体的な補訂の内容に関する 説明は、以上です。当委員会は、今後も「調査報告書」の内容に関してご指摘等をいただ いた場合には、ご指摘の内容を誠実に受け止めて検討した上で、必要と判断される場合に は、今回と同様に内容の一部補訂等を含めた対応を誠実に行ってまいりたいと存じます。 引き続き、本「調査報告書」をご覧いただき、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の「調査報告書」内容の一部補訂に際しましては、従来の「調査報告書」に 差し替える形で「調査報告書(一部補訂版)」を当 Web サイトに掲載する他、必要な範囲で 「調査報告書(一部補訂版)」の再提出等の対応に努めることと致します。

末尾となりましたが、今回お寄せいただいたご指摘に対し、心より感謝申し上げます。

以上

2016 (平成 28) 年 5 月 31 日

学校法人ロザリオ学園 西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し 学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会(通称:慎ちゃん委員会)

委員長 住 友 剛 (京都精華大学人文学部教授、教育学)

委員 石 井 逸 郎 (弁護士、ウェール法律事務所)

委員 小佐井 良 太 (愛媛大学法文学部准教授、法社会学)